

宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

- 1 本要領は、宇治市が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

（目的）

- 2 建設業における将来の担い手確保やワークライフバランスの改善のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

（対象工事）

- 3 原則、宇治市が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、工事の特性により週休2日制工事に馴染まない以下の工事については対象外とする。
 - （1）緊急対応工事
 - （2）単価契約の工事
 - （3）著しく施工期間が短い小規模工事（予定価格 50 万円未満）
 - （4）上記（1）～（3）の他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

（用語の定義）

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。
 - （1）土木工事
河川工事、道路工事、上下水道工事、公園工事、その他これらに類する工事をいう。
 - （2）現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。
 - （3）現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - （4）現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
 - （5）後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(6) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事故による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(7) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(8) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

5 実施方法は次のとおりとする。

(1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙1)

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所予定日が確認できるような工程表に記載するか、確認出来る資料(別紙2 任意様式)を作成し施工計画書に添付する。

(3) 工事契約後、施工に必要な期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

(5) 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員へ連絡すること。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。

(6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

（確認方法）

6 確認方法は次のとおりとする。

（１）受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所した日数が確認できる資料（別紙２ 任意様式）を監督員に提出すること。

なお、「工事打合簿」には達成の有無についての記載のほか、未達成の場合には以下の内容について記載すること。

１）月単位未達成（通期は達成）の場合

①月単位の週休２日が未達成となった月

②現場閉所率（％）、施工に必要な日数及び現場閉所日数

２）月単位及び通期ともに未達成の場合

①現場閉所率（％）、施工に必要な日数及び現場閉所日数

（２）発注者は、提出された資料により週休２日の達成状況を確認する。

（補正係数）

7 週休２日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「（京都府）週休２日制工事及び週休２日交替制工事に係る経費の補正について」に準じるものとする。

	月単位の週休２日 （４週８休以上）	通期の週休２日 （４週８休以上）
労務費	1.02	1.00（補正しない）
共通仮設費率	1.01	
現場管理費率	1.02	

（補正方法）

8 週休２日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

（１）月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

（２）実績において、月単位の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、次のとおりとする。

契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

（工事成績評定）

9 月単位での週休２日の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

また、通期での週休２日の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点を行う。

なお、月単位又は通期で週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事

成績評定で減点は行わない。

(その他)

10 受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

また、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に入札の公告又は入札通知等を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年11月1日以降に入札の広告又は入札通知等を行う工事から適用する。